

地区防災計画作成マニュアル



平成30年7月豪雨

令和4年11月

関市

目 次

はじめに	1
1. 「地区防災計画作成の基本方針等」	1
2. 計画作成の留意事項	2
3. 計画提案の方法	4
様式第 1 号 地区防災計画提案書	5
様式第 2 号 審査結果通知書	7
終わりに	9
地区防災計画作成マニュアル参考資料 ：「地区防災計画（例）」	10

はじめに

我が国は、これまで多くの自然災害に見舞われてきましたが、近年は、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が懸念される中、安心・安全に関する地域住民の皆さんの意識が高まってきています。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、地域のきずなの大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識されることとなりました。そして、平成23年3月に発生した東日本大震災を経て、自助・共助の重要性が改めて認識されているところです。

このような状況を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

本制度は、市町村の判断で地区防災計画を市町村地域防災計画に規定するほか、地区居住者等が、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案する仕組みを定めています。

これらを踏まえ、市では、それぞれの地区の特性を踏まえた自主・自律的な「地区防災計画」の作成を促進することを目的として「地区防災計画作成マニュアル」を定めました。

※地区防災計画ガイドライン（平成26年3月）内閣府 一部抜粋

1 「地区防災計画」作成の基本方針等

(1) 地区居住者等からの提案

災害対策基本法第42条の2では「地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。」と規定されています。

市では、地区防災計画は、地区居住者等において自主的に作成・提案すること（以下「計画提案」という。）を基本に、市の防災活動と地区居住者等による防災活動を連携させ、地域防災力の向上を図ることを目指します。

(2) 計画の対象区域

「地区防災計画」の対象区域は、災害対策基本法に特段の定めはありませんが、当該計画の目的や内容から、平時より地区コミュニティ活動が行われている町内会などの一定のまとまりのある範囲を計画の区域とします。

(3) 計画の内容

「地区防災計画」は、組織の規模やコミュニティの活動によって、内容に差異が生じることが予測されます。このことから、地区防災計画に定める標準的な項目・内容は次のとおりとします。（本マニュアルに「地区防災計画（例）」を添付していますので、参考にしてください。）

(ア) 計画の名称

- (イ) 計画の作成趣旨・目的などの基本方針
- (ウ) 計画作成主体の種別・規模・構成員等
- (エ) 対象地区の範囲及び特性及び予想される災害
- (オ) 活動目標
- (カ) 「平常時」の取組、「災害時（非常時）」の取組
- (キ) 要配慮者（避難行動要支援者）の支援の取組
- (ク) 地区の防災対策
- (ケ) 防災マップ（視覚的に地区特性を把握するため）
- (コ) 計画作成後の研修、訓練の実施の在り方

2 計画作成の留意事項

(1) 多様な主体や世代の参加による計画作成

当該地区に関係する住民や民間企業などの多様な主体や世代の参加のもとで計画を作成しましょう。

(2) 「自助」、「共助」の仕組みづくり

当該居住者等が自らまたは相互に連携・協力して地区の防災力を向上するための仕組みを作りましょう。

(3) 実践的な計画づくり

次の視点を踏まえた「適切な情報」の収集・発信と「適切な行動」の実践につながる計画にしましょう。

ア 災害を知る

自分が住んでいる地区で起こり得る災害について、災害の前兆や特徴、避難の方法を確認しましょう。

イ 地区を知る

災害危険箇所や倒壊の危険がある施設等を把握したうえで防災マップを作成し、要配慮者（避難行動要支援者）対策や避難する場所までの経路を決めましょう。

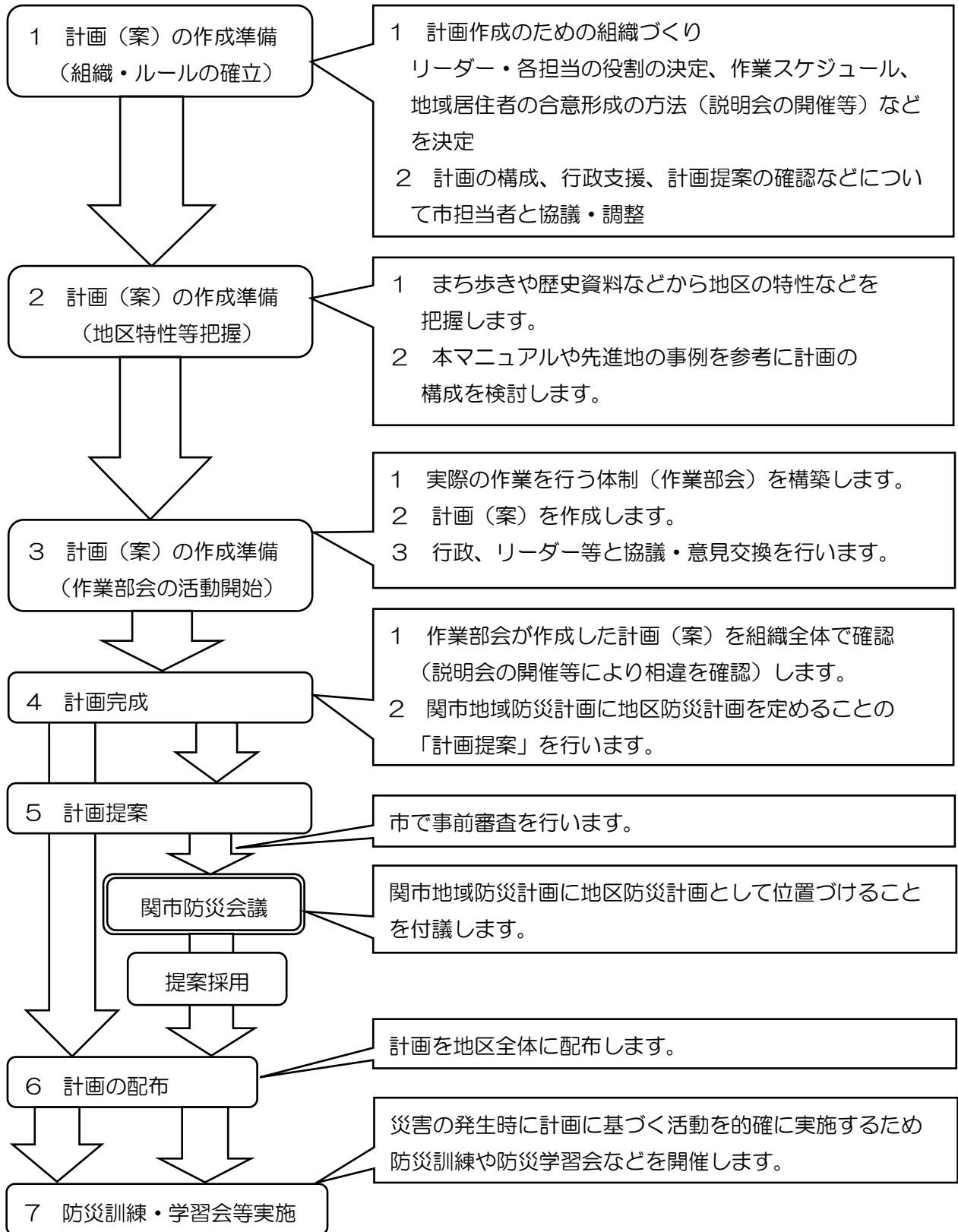
ウ 知識を生かす

自主防災組織等で得た、防災・減災対策の知識を生かし、災害時に実行しましょう。

(4) 計画の作成スケジュール

効率よく計画を作成するため、作成工程(スケジュール)を作りましょう。

地区防災計画作成行程(例)

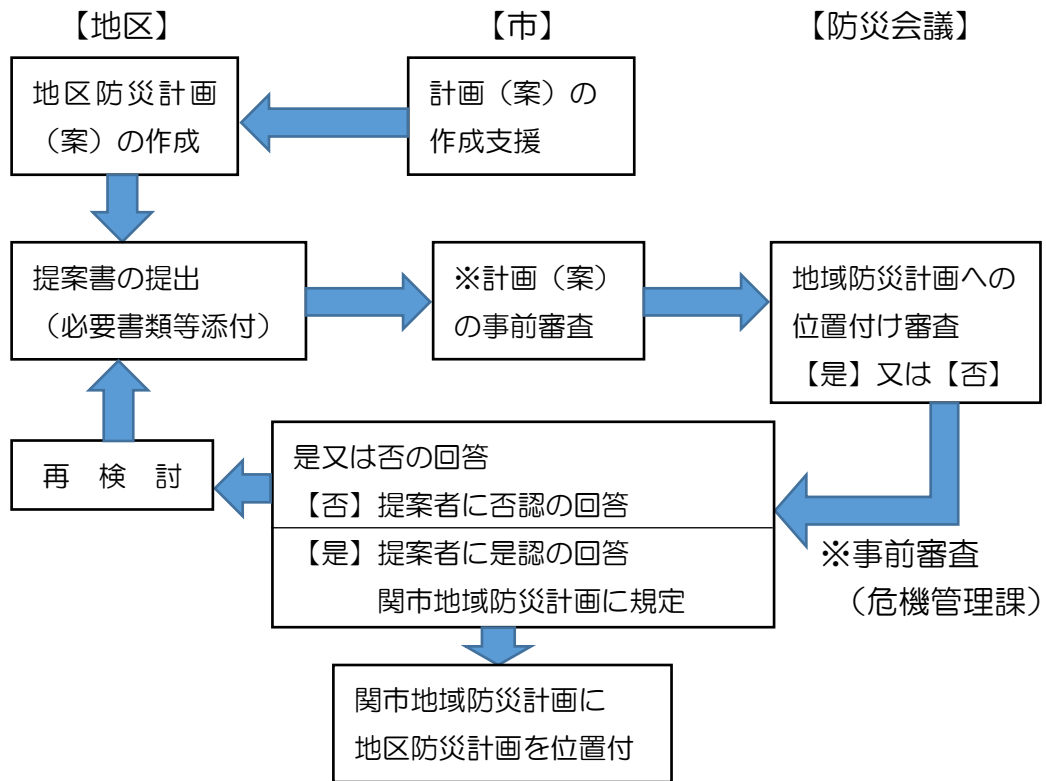


(5) 行政・防災士等からの参考意見

行政の出前講座や防災士等からの意見も活用しながら計画を作成しましょう。

3 計画提案の方法

(1) 「計画提案」のフロー



(2) 計画提案に必要な書類

- ア 地区防災計画提案書 様式第 1 号
- イ 地区防災計画(案)
- ウ 申請者の住民票または免許証等

(3) 提出期限

原則として、**毎年 9 月 30 日まで**に受理した提案書について、事前審査を経てその年度に開催される防災会議に付議します。10月1日以降受理した提案書は次年度の防災会議で付議します。

(4) 提出先

関市役所北庁舎 2 階 危機管理課 防災係

(5) 通知

審査の結果を「審査結果通知書 様式第2」により申請者に通知します。

様式第1号

年 月 日

関市防災会議会長 宛て

団体名： _____

代表者氏名： _____

地 区 防 災 計 画 提 案 書

災害対策基本法第42条の2に基づき、下記のとおり関市防災会議へ提案いたします。

1 地区防災計画の提案を行う団体の代表者

団体名	
代表者名	
住 所	
連絡先	

2 計画案概要

名 称	
計画対象地区	
目次・内容等	

3 活動主体の同意について（経緯・経過）

年 月 日	意思形成の方法（例：〇〇自治会総会で決定）
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

4 添付書類

関市防災会議会長 宛て

令和〇年〇〇月〇〇日

団体名：〇〇自主防災会

代表者氏名：関 太郎

地 区 防 災 計 画 提 案 書

災害対策基本法第42条の2に基づき、下記のとおり関市防災会議へ提案いたします。

1 地区防災計画の提案を行う団体の代表者

団体名	〇〇自主防災会
代表者名	関 太郎
住 所	関市若草通3-1
連絡先	0575-〇〇-□□□□

2 計画案概要

名 称	〇〇自主防災会地区防災計画
計画対象地区	〇〇自治会
目次・内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の名称 ・活動目標 ・基本方針 ・平時、非常時の取り組み等 ・対象地区の範囲、特性 ・対象災害

3 活動主体の同意について（経緯・経過）

年月日	意思形成の方法（例：〇〇自治会総会で決定）
2年2月1日	自治会にて概要説明
2年7月7・8日	自治会にて素案作成
2年9月10日	自治会総会にて承認

4 添付書類

- (1) 「〇〇地区防災計画」
- (2) 申請者の住所が確認できる書類(住民票、免許証写し)

様式第2号

年 月 日

団体名
代表者名

関市防災会議会長

審 査 結 果 通 知 書

災害対策基本法第 条の に基づき提案された地区防災計画について、令和 年度関市防災会議にて審査された結果を下記のとおり通知します。

1 計画名称等

名 称	
団 体 名	
代 表 者 名	
計画対象地区	

2 審査結果

(1) 実施日

年 月 日

(2) 審査結果

年 月 日に提出されました「〇〇地区防災計画提案書」につきまして、
して 年度関市防災会議において「〇〇地区防災計画」として承認されました。

3 意見

様式第2号

令和〇年〇〇月〇〇日

団体名 〇〇自主防災会

代表者名 関 太 郎 様

関市防災会議会長

〇 〇 〇 〇

(公印省略)

審 査 結 果 通 知 書

災害対策基本法第 条の に基づき提案された地区防災計画について、令和〇年度
関市防災会議にて審査された結果を下記のとおり通知します。

1 計画名称等

名 称	〇〇地区防災計画
団 体 名	〇〇自主防災会
代 表 者 名	関 太 郎
計画対象地区	〇〇自治会

2 審査結果

(1) 実施日

令和〇年〇〇月〇〇日 ※防災会議開催日（書面決議回答期限日）

(2) 審査結果

令和〇年〇〇月〇〇日に提出されました「〇〇地区防災計画提案書」につきまして令和〇年度関市防災会議において「〇〇地区防災計画」として承認されました。

3 意見

防災会議で意見があれば記載します

おわりに

「災害は忘れたころにやってくる。」ともいわれます。

地区防災計画を活用して、いざというときに地域コミュニティごとに効果的な防災活動を実施できるようにすることが重要です。

そのためには、地区の特性を踏まえた実践的な計画作成を行い、作成を通じて地域コミュニティにおける共助の意識を醸成させ、知恵の伝承や人材育成を進めることによって、総合的に地域防災力を向上させることが重要です。

また、防災活動をきっかけとして共助による活動が活発化し、良好な地域コミュニティの関係を構築することにつながることもあります。

今後、この地区防災計画が、地域コミュニティの維持・活性化やまちづくりにも寄与することを期待します。

※地区防災計画ガイドライン（平成26年3月）内閣府 引用

市民の皆さんの協力と連携のお願い

大規模な災害が発生した際に、発災直後の市民の皆さんの初動期の行動が命を守るための岐路になります。そのためには平常時からの備えが非常に重要です。

お住いの地区の特性を把握するとともに、当該地区で発生が予想される災害を想定して、自らの命を守るため各家庭の取組(自助)や地区全体での取組(共助)をあらかじめ計画として定め、地区全体で共有し、この計画に基づく防災訓練・避難訓練の実施、学習会などにより、地区全体の防災力・減災力を高めていくことが不可欠です。

今回作成しました、「地区防災計画作成マニュアル」を参考にいただき、市民の皆さんが協力・連携してそれぞれの地区における「地区防災計画」の作成に取り組んでいただくことをお願いいたします。

関市地区防災計画作成マニュアルは市のホームページに掲載しています。

(関市ホームページ URL <http://www.city.seki.lg.jp/0000018736.html>)

【このマニュアルに関するお問い合わせ先】

関市役所 危機管理課 防災係

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地

TEL 0575-23-7048

FAX 0575-24-4119

Email kiki@city.seki.lg.jp

地区防災計画作成マニュアル参考資料：「地区防災計画（例）」

地区防災計画の表紙です。
〇〇に地区名を入れて計画
の名称としてください。

〇〇地区防災計画



平成30年7月豪雨

インターネットからのダウンロードは著作権にご注意ください。

令和〇年〇月

計画が作成完了した年月を
記載してください。

〇〇自主防災会

作成された団体名を記載し
てください。

計画の目的・活動目標などを記載してください。

1 基本方針

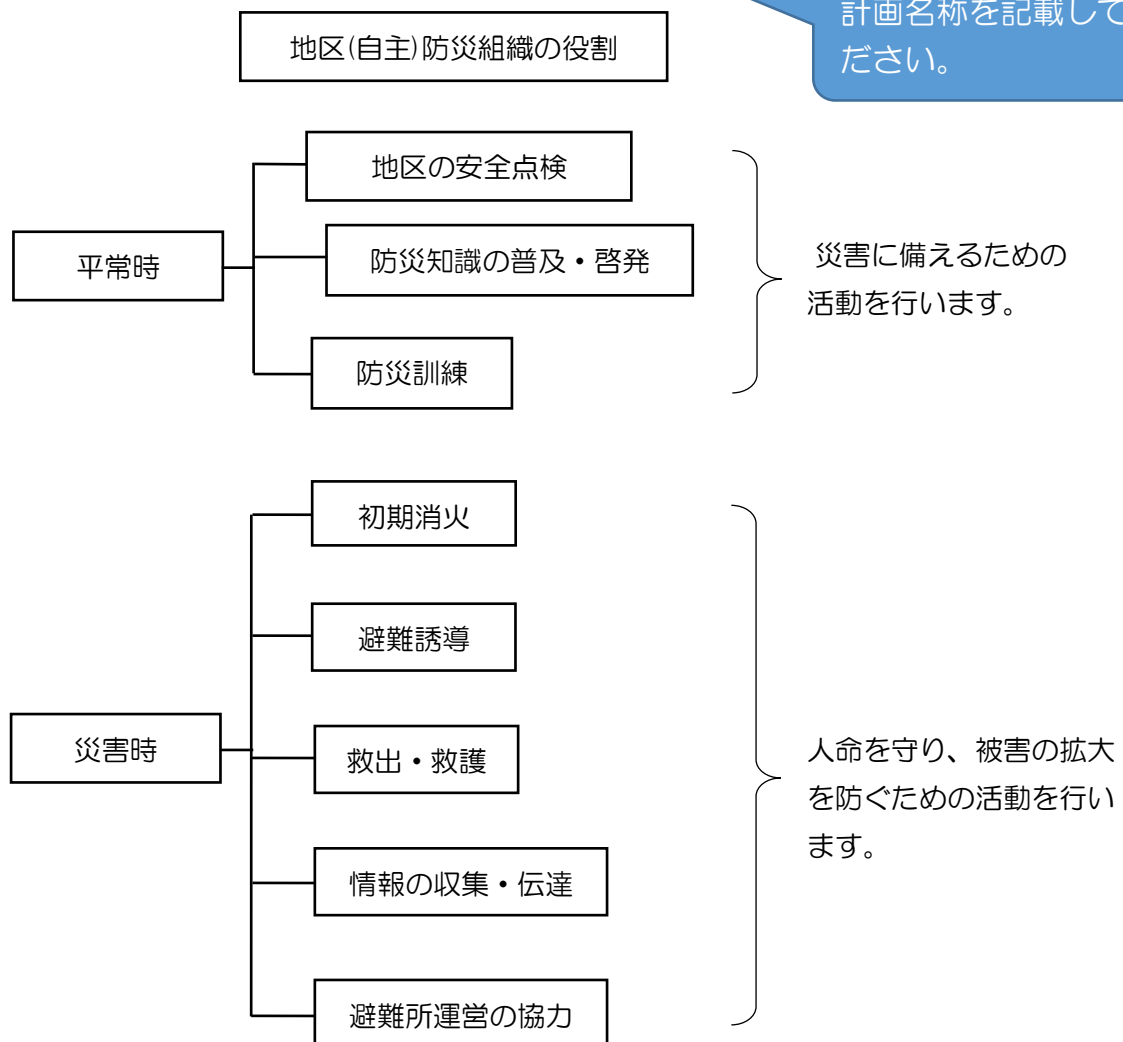
災害が発生した場合は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そのようなとき、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。

「東日本大震災」や「平成30年7月豪雨災害」の際、被災者の救出にあたって活躍したのが地域の住民等であり、災害時には「自助」、「共助」とともに、地域における自主防災組織、ボランティア、企業などが、ともに支え助け合う「共助」が重要です。

私たちの地区では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、地区のみんなが助け合いながら、災害に強い地域づくりを進めます。

この取組を計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「〇〇地区防災計画」を定め、平常時からの備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていきます。

計画名称を記載してください。



2 計画対象地区および作成主体

(1) 計画対象地区

「〇〇地区防災計画」は関市〇〇自治会を対象として定めます。

(2) 計画作成主体

「〇〇地区防災計画」は下記の団体が定めます。(令和×年×月現在)

団体名称	所在	世帯数	人口(人)
〇〇自主防災会	関市〇〇町 1~5 丁目	105	298

計画主体について記載してください

3 地区の特性と予想される災害

(1) 地区の特性

〇〇地区は、地区の北側は△川沿いに位置し、一部は△川の浸水想定区域内に立地しています。南側は養老山地の◇◇谷により形成された扇状地にあり一部の住家はイエローゾーン内に立地しています。また、住家は昭和 56 年以前(新耐震基準以前)に建てられたものが多く、少子高齢化が進んでいる地区である。

(2) 予想される災害

集中豪雨(ゲリラ豪雨)や台風による被害予想

- ・ △川の氾濫や、堤防の決壊、〇×橋の損壊
- ・ 〇△周辺での家屋浸水
- ・ □□付近での土砂災害

地震による被害予想

- ・ 家屋の倒壊
- ・ 土砂崩れ

地区の地形的特徴、地区内の特徴塔を記載してください

地区の特性に合わせて、予想される災害、予想される被害等について手記載してください

4 活動内容

(1) 平常時の取組

いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取り組めます。

ア 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民一人一人が防災に関心を持ち「自分の命は自分で守る」という意識を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を実施します。

イ 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけをします。

活動内容記載例です。地区の実情に応じ内容を修正してください

ウ 防災資機材の整備

防災資機材は、災害発生時に役立ちます。地区で防災資機材を整備し、日ごろの点検や使い方を確認します。

エ 防災訓練

防災訓練は、いざというとき慌てず、的確に対応するための欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて訓練を行います。

(2) 災害時の取組

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。市とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

ア 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区の被災状況や火災発生状況などを取りまとめ、市へ報告します。

イ 救出・救助活動

自分自身がけがをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

ウ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期活動を行います。

エ 医療救護活動

医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当てをし、救護所へ搬送します。

オ 避難誘導

地区住民を安全な場所などへ誘導します。

カ 給食・給水活動

地区で必要な物資を把握し、市とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

(3) 要配慮者(避難行動要支援者)等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者、子どもなど人の助けを必要とする人(要配慮者(避難行動要支援者))です。こうした要配慮者(避難行動要支援者)を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。

この取り組みを着実に進めるために、個別避難計画を定めることが重要です。

- ア 要配慮者(避難行動支援者)の身になって、防災環境の点検・改善を行う。目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかなどを点検し、改善に努めます。
- イ 避難するときはしっかり誘導する。
隣近所の助け合いが重要です。一人の要配慮者(避難行動要支援者)に複数の避難支援者を決めておきます。
- ウ 困った時こそ温かい気持ちで接する
非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や要配慮者(避難行動要支援者)には、思いやりの心をもって接します。
- エ 日ごろから積極的にコミュニケーションを図る
いざというときに円滑に支援ができるよう、日ごろから積極的に要配慮者(避難行動要支援者)とのコミュニケーションを図ります。

5 地区の防災対策(具体的な対策)

(1) 防災体制

地区の実績に応じて項目を追加、削除、修正してください

組織名称等	地区の状況	特記事項
〇〇自主防災会	世帯数： 人 口：	要配慮者〇〇さん避難支援
1 組織の体制	役 員	
	会 長	電話番号
	副会長	
	副会長	
	総務班長	
	副	
	情報班長	
	副	
	消火班長	
	副	
	救出・救護班長	
	副	
	避難誘導班長	
	副	
	給食・給水班長	
副		
福祉班長		
副		
2 避難場所等	一時避難所：〇〇集会所	
	指定避難場所：〇〇グラウンド	
	指定避難所：〇〇小学校	
3 避難経路	防災マップのとおり	
4 緊急時の連絡先	施設名	電話番号
	関市役所	
	関市役所〇〇支所	
	関消防署	
	関警察署	
	〇〇病院	
	災害伝言ダイヤル(録音)	
	災害伝言ダイヤル(再生)	
5 その他		

(2) 活動体制
班編成

地区の実績に応じて項目を追加、
削除、修正してください

班名	責任者	平常時の役割	災害時の役割
総務班 (本部)	〇〇 〇〇	全体調整 関係者との事前調整	全体調整 関係機関との調整 被害・避難状況の把握
情報班	〇〇 〇〇	防災意識の啓発 防災情報の広報	公共機関などからの情報収 集・伝達
消火班	〇〇 〇〇	消火器具の整備・点検	消火栓・消火器・バケツリ レーによる初期消火
救出・救護班	〇〇 〇〇	救助・救護の資機材整備・ 点検	負傷者の救出・応急手当救 護所等への搬送
避難誘導班	〇〇 〇〇	避難経路の点検・周知	避難誘導
給食・給水班	〇〇 〇〇	給食・給水器具の整備・点 検 非常食の点検・入れ替え	炊き出しなどの給食・給水
避難所運営班	〇〇 〇〇	避難所施設の整備・点検	避難所の開設・運営
福祉班	〇〇 〇〇	要配慮者(避難行動要支援 者)の支援体制の整備	要配慮者(避難行動要支援 者)の支援

(3) 地区の連絡網

記載例です。地区の実情に応じて項目を追加・削除、修正してください。市への提出は氏名・電話番号は入りません。

【個人情報：取り扱い注意】

	【情報班】	氏名	氏名
	氏名	TEL	TEL
	TEL	氏名	氏名
		TEL	TEL
	【消火班】	氏名	氏名
	氏名	TEL	TEL
	TEL	氏名	氏名
		TEL	TEL
	【救出・救護班】	氏名	氏名
	氏名	TEL	TEL
	TEL	氏名	氏名
		TEL	TEL
【情報班(本部)】	【避難誘導班】	氏名	氏名
氏名	氏名	TEL	TEL
TEL	TEL	氏名	氏名
		TEL	TEL
	【給食・給水班】	氏名	氏名
	氏名	TEL	TEL
	TEL	氏名	氏名
		TEL	TEL
	【避難所運営班】	氏名	氏名
	氏名	TEL	TEL
	TEL	氏名	氏名
		TEL	TEL
	【福祉班】	氏名	氏名
	氏名	TEL	TEL
	TEL	氏名	氏名
		TEL	TEL

記載例です。地区の実情に応じて項目を追加・削除、修正してください。市への提出は氏名・電話番号はいりません。

(4) 防災関連施設等

機 関 名		電話番号	FAX 番号	メールアドレス	備 考
防災行政機関	市役所	代 表			
		秘書課			
		福祉政策課			
	中濃消防組合				
	関警察署				
〇〇医院		〇〇-〇〇〇〇			
地域救急病院案内					
ライフライン	電気	中部電力パワーグリッド (株) 関営業所			
	電話	NTT 西日本 (故障等)			
	ガス				
	水道	水道課			
要配慮者	〇〇 〇〇	自宅		親戚	
	◇◇ ◇◇	自宅		親戚	
	△△ △△	自宅		親戚	

記載例です。要配慮者の方の承認が必要です。個人情報になりますので扱いには注意が必要です。必ず記載しなければならない項目ではありません。

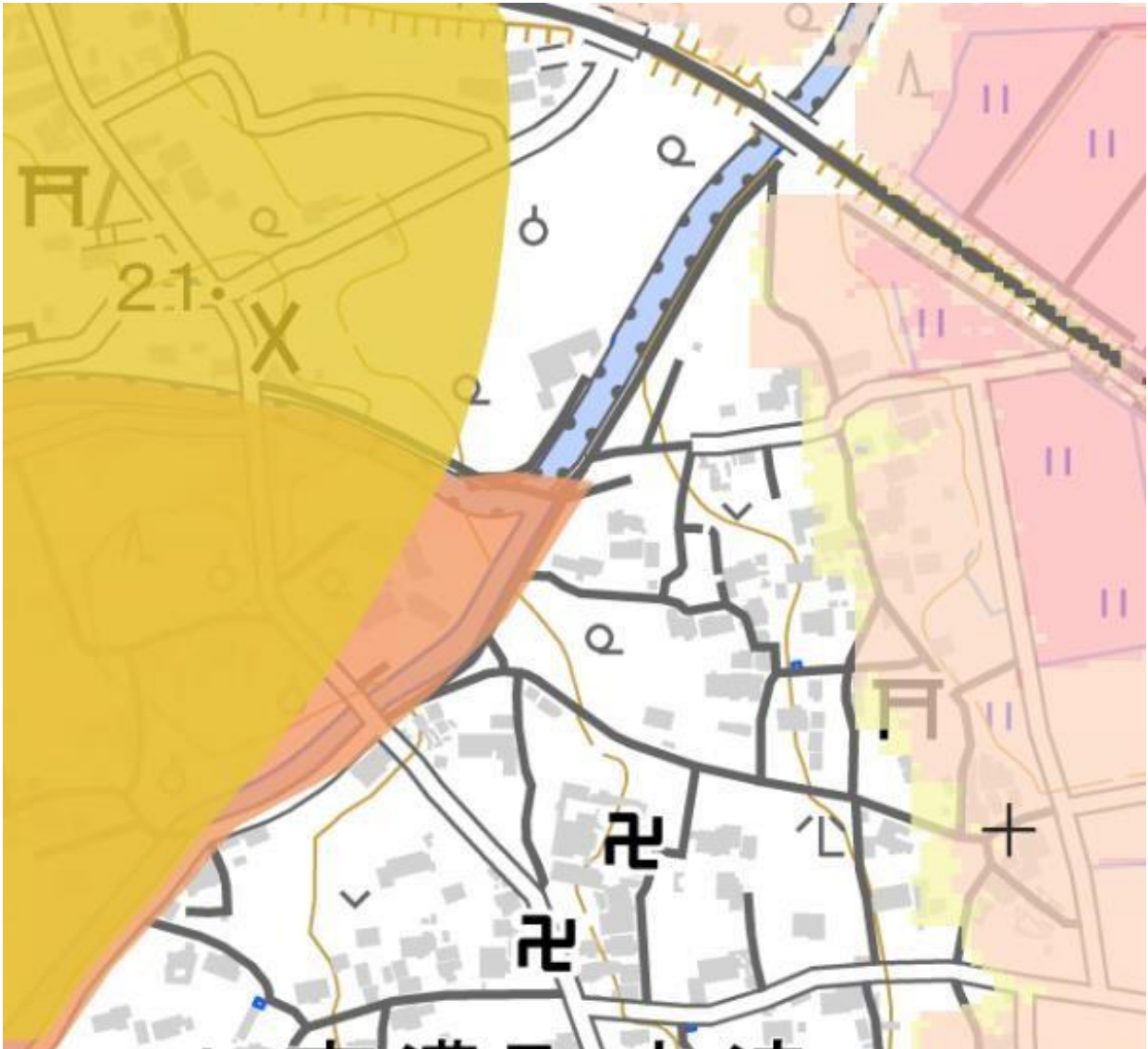
(5) 保有防災資機材等

保管場所	資機材名	数 量	備 考
防災倉庫 1 鍵管理者 〇〇 〇〇	メガホン		
	テント		
	リヤカー		
	担架		
	ロープ		
防災倉庫 2 鍵管理者 〇〇 〇〇	発電機		偶数月点検
	投光器		
	梯子		
	ブルーシート		
	はそり		
防災倉庫 3 鍵管理者 〇〇 〇〇	非常用糧食		
	飲料水		
	鍋		
	救急箱		

地区の皆さんでまち歩きをして、意見交換しながら地図を作成して、情報を共有しましょう。

(6) 地区防災マップ
(記載する情報の例)

- 避難場所
- 避難経路
- 防災器具庫（消火栓・防火水槽）
- 要配慮者（避難行動要支援者）※
- 消防署、警察署
- 危険箇所



災害時に役立つ施設等	災害時注意が必要な場所等
○ 消火栓	— 細い道
△ 防火水槽	- - - ブロック塀
□ 防災倉庫	▼ 古い家
→ 避難経路	◎ 要配慮者世帯

※記載してよいか、確認を取ってください

(7) 要配慮者（避難行動要支援者）への支援体制の整備

活動体制福祉班を中心に、要配慮者（避難行動要支援者）の支援体制を整備します。

担当班	担当者	内容	備考
福祉班	〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none">対象者の把握支援体制・方法の検討個別避難計画の作成個別避難計画の検証・見直し	市からの提供 出水期までに 逐次

(8) 地区防災訓練

災害発生時に、地区住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、市や消防署等とも連携しながら、次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年実施します。

ア 避難訓練（要配慮者（避難行動要支援者）の支援を含む）

イ 情報収集・伝達訓練

ウ 救助訓練

エ 給食・給水訓練

オ 防災・減災意識の高揚

訓練の実施後は、訓練結果を検証し次回の訓練に反映する等、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。

おわりに

いざというときに地区居住者等が、地区防災計画を活用して、行政と連携して、地域コミュニティごとに効果的な防災活動を実施できることは、地域防災力の向上につながり、平常時・災害時等を通じた地域コミュニティにおける住民の生活や事業者の活動等の維持・活性化につながります。

一方で、災害時は計画外のことが多数発生するので、全てを計画化することはできません。そのため、災害時に計画外のことが発生しても、地域コミュニティにおいて適切に対応できる体制を構築し、知恵を伝承し、人材を鍛えることが重要です。

※地区防災計画ガイドライン（平成26年3月）内閣府 一部抜粋